

令和2年6月9日

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル (第5報)

【学生・教職員向け（附属学校園を除く）】

緊急事態等対策本部
保健センター

このマニュアルは、学生・教職員が、新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合、感染していると診断された場合、感染者との濃厚接触があったと特定された場合、同居家族内に感染者との濃厚接触があったと特定された者がいた場合、各々についての対応を示したものです。入構制限や行動指針を遵守の上、症状や診断が出た場合は、以下のとおり必ず大学へ報告してください。

➤ 緊急事態宣言解除後の本学の対応について（第3報）

https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/Coronataiou_afterlift3.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症に対する学生ならびに教職員の行動指針（7月6日版）

<https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/kodoshishin0706.pdf>

皆さん、毎朝検温、体調観察を欠かさないでください。

1. 自身に感染を疑わせる症状が出た場合

1-1. 発症初日

発熱、咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等いずれかの症状がある、あるいは、検温し体温が37.5℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

- ✓ 登校・出勤はしない。
- ✓ 学生は学生支援課または保健センターへ、教員は保健センターまたは総務課人事・福祉担当へ、職員は所属部署の長へ、以下の①～④についてメールにて報告すること（[様式1](#)を添付）。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
- ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）

- ③ 発症2日前までの行動に関する情報（職場・会合等への出席状況）
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

- ✓ 発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない時は、自宅で安静待機。不要・不急の外出は控える。
- ✓ 発熱を含め局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関に電話連絡をした上で受診可能であるか確認する。（インフルエンザ等、他疾患の可能性もあるため。）
- ✓ 発熱を含め強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して、指示に従う。
- ✓ 以降、毎日2回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録する。

1-2. 発症翌日及び翌々日

(1)発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時

《対応》

- ✓ 体調が改善した翌々日から、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い、咳エチケットを励行する。
- ✓ インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。

(2)症状が続いている、あるいは悪化している時

《対応》

- ✓ 発症初日と同様に、経過報告をする。
- ✓ 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時、あるいは、高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方等は、上記症状が2日以上続いている時、住居地の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する。
- ✓ 基礎疾患がある場合は、電話で主治医への相談も考慮する。

1-3. 発症後4日以降

(1)発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時

《対応》

- ✓ 体調が改善した翌々日から、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い、

咳エチケットを励行する。

- ✓ インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。

(2)発熱、咳、全身倦怠感などの症状が 4 日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならない時を含む) 時

《対応》

- ✓ 住居地の「帰国者・接触者相談センター」に電話、指示に従う。
- ✓ 学生は学生支援課または保健センターへ、大学教員は保健センターまたは総務課人事・福祉担当へ、職員は所属部署の長へ、メールにて報告する。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- ✓ 上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をし、他者への感染を避けるための努力を欠かさないこと。

2. 自身が感染者であると診断された場合

- ✓ 自身が新型コロナウイルスに感染していると診断された際には、主治医の許可が出るまでは、学生は学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止、教職員は本学教職員就業規則第 49 条及び時間雇用教職員就業規則第 52 条に基づき就業禁止とする（特別休暇）。また、診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に出席・出勤はしない。
- ✓ 至急、学生は学生支援課または保健センターへ、教員は保健センターまたは総務課人事・福祉担当へ、職員は所属部署の長へ、メールあるいは電話にて報告すること。可能ならば[様式 2](#)を添付すること。
- ✓ 報告を受けた者は緊急事態等対策本部に報告し、同本部は保健所に連絡し対応を協議する。

3. 自身が感染者と濃厚接触していると特定された場合

- ✓ 自身が感染者の濃厚接触者(*1)として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間は、学生は学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止、教職員は本学教職員就業規則第 49 条及び時間雇用教職員就業規則第 52 条に基づき就業禁止とする（特別休暇または在宅勤務）。
- ✓ 学生は学生支援課または保健センターへ、教員は保健センターまたは総務課人事・福祉担当へ、職員は所属部署の長へ、メールにて報告すること（[様式 3](#)を添付）。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- ✓ 報告を受けた者は緊急事態等対策本部に報告し、同本部は保健所に連絡し対応を協議する。

- ✓ この経過で症状がある場合には、上記の「1. 感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って対応する。不要不急の外出はしない。
- ✓ 自身の感染が判明した場合、上記の「2. 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合」に沿って対応する。

*1 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）(*2)が発病した日以降に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者
「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防策なしで接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）」とされている。

*2 「患者（確定例）」とは、「臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者）」である。

4. 同居家族が感染者と濃厚接触していると特定された場合

- ✓ 同居家族が感染者と濃厚接触している者として特定された際には、保健所による同居家族の安全が確定するまで自宅待機とする。ただし、濃厚接触者の感染が判明した日から遡って2週間以内に接触がない場合は除く。
- ✓ 学生は学生支援課または保健センターへ、教員は保健センターまたは総務課人事・福祉担当へ、職員は所属部署の長へ、メールにて報告すること（[様式4](#)を添付）。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- ✓ 報告を受けた者は緊急事態等対策本部に報告する。
- ✓ 同居家族の感染が判明した場合、上記の「3. 感染症の濃厚接触者として特定された場合」に沿って対応する。不要不急の外出はしない。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルス AI アバター相談補助システム
<https://launch.sensely.com/?type=jacovid19>



- ・連絡体制図は[別紙](#)を参照してください。